第2期北海道地域福祉支援計画素案についての意見募集結果

令和6年(2024年)年2月21日

第2期北海道地域福祉支援計画素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意 見を募集したところ、4人、3団体から、延べ9件のご意見が寄せられました。 ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

見の概要

意見に対する道の考え方※

来年度、改正障害者差別解消法が施行され るが、そのことは含まれているのか。

地域福祉支援計画は、高齢者・障がいのあ る人・児童その他福祉の各分野に共通的な事 項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計 画」として位置付けられており、施策別計画 である「ほっかいどう障がい福祉プラン」と 整合を図り、一体的に推進していくこととし ていますので、法改正の趣旨を踏まえ、関係 部局と連携しつつ、各種の施策を実施してい きます。

Ε

既存の他計画において、地域福祉計画に盛 り込むべき事項が記載されている場合には、 その重なる部分をもって地域福祉計画の一部 なすこともできる旨が示されています。 にすることができることとなっており、この 解釈から「総合福祉計画に内包されている」 という理由により、地域福祉計画を策定して|活用方法や一体的な策定に係る考え方を周知 いない市町村がある。

いただくとともに、地域福祉計画と地域福祉 村を支援していきます。 に関係する計画との関係性を体系的に整理 し、計画の一体化や連携・協働関係のあり方 を明確に示していただきたい。

地域福祉実践計画を策定していない市町村 社協の未策定の最も多い理由が「市町村の地」域福祉活動(実践)計画は、住民同士が自主 域福祉計画が策定されていない」という内容|的・主体的に地域福祉を推進していくことを であることから、一体的な策定に向けてより 積極的に働きかけていただきたい。

特に、それぞれの使命・役割や機能を発揮」連携を図ることが求められています。 できるように、計画を一体的に策定すること の効果やメリットを明示するほか、地域福祉一町村等に対しては、それぞれの計画が持つ役 実践計画との関係性や役割分担等、具体的な割を明らかにした上で、一体的な策定を含め、 連携方法、策定方法(委員会の設置方法)等実際の策定例を用いた具体的な手順の助言を について示していただきたい。

国からは、市町村における既定の計画の全 |部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみ

道としては、策定率が6割台にとどまって いる地域福祉計画の現状を踏まえ、他計画の 徹底しつつ、地域の実情に応じた多様性のあ 改めて、地域福祉計画の策定意義を伝えて る計画が策定されるよう、引き続き、各市町

В

社会福祉協議会が中心となって策定する地 目指すものであることから、市町村地域福祉 計画との一体的策定や一部共有など、相互に

道では、地域福祉計画を策定していない市 行うなどして、引き続き市町村への支援に努 めていきます。

В

この項目の趣旨としては、住民と専門機関 や地元団体・企業などの地域福祉の基盤とな るネットワークづくりを進めていくことが目について記述したものです。 的と捉えており、行政と地域の関係機関、団 体、地域住民相互との協働の意識が生まれ、 実際の協働の機会が設けられ各自治体の創意 | 民間企業・団体等によるパートナーシップの 工夫による地域福祉計画の策定が重要である | 考え方が重要とされていることを踏まえ、素 と考える。

業への業務委託の内容については、この項目 ものですので、ご理解願います。 で伝えるべき趣旨から外れており、計画策定 における一つの方策として、他項目で記載ししていく上での参考とさせていただきます。 た方が望ましい。

ひきこもりの推計値が平成30年度のもの で、データが古く、最新のものは内閣府が令 - 4の本文において、直近(令和4年度)の 和5年3月に公表された全国約146万人とな|国調査による推計値が「全国で約146万」とさ っているので、訂正してはどうか。

福祉の専門職は、給与や休暇が少なく、適し 切な労働環境が整備されないなど、非常に過し、若年者から高齢者まで多様な年齢層に幅 酷な状況である。準公務員化(給与、福利厚)広く情報発信を行い、これらの仕事に対する 生、処遇を公務員に準ずる)が必須ではない|理解を深め、イメージの向上を図るため、職 か。

複数名で対応にあたり、担当制を撤廃する ことで、公正中立化を徹底し、24時間356日交 に取り組んでいきます。 代制で対応に当たることができる。

要がある。

境の整備を行い、福祉従事者の確保が先決。 働く人が報われることで、福祉についてのイ メージが改善される。

その後、民間や市民への養成・周知を進める ことで地域へと浸透し包括的支援が成しうる のではないかと考える。

第4章-1-(1)-3は、地域福祉計画の 「住民参加や民間企業との協働による策定」

当該計画の策定に当たっては、「福祉は行 政が行うもの」という意識ではなく、住民や 案においては、ニーズ調査への住民参加や官 ついては、グラフ等に示されている民間企 民協働による内容協議などの必要性を示した

ご意見につきましては、今後の施策を推進

C

ご意見を踏まえ、第4章-2-【2】-(3) れている旨を追記しました。

なお、2段落目において、平成30年度の調 査結果を記述している部分は、「若年層のみ ならず、中高年の存在や期間の長期化が明ら か」となった時点を指し示す趣旨ですので、 原文を維持することとします。

福祉や介護の従事者を確保するに当たって 場見学やイベント開催等の普及啓発を推進し ていくことが必要であり、引き続き理解促進

また、人材の参入促進と同時に、労働環境 社会福祉法人や福祉事業者等への第三者委の改善に向けた相談支援や健康対策を推進す 員会による監査を徹底し、収支や役員報酬(公)るとともに、研修等を受講するために代替職 務員に準ずるように規制)の適正化を図る必 員を雇用した場合の人件費等を補助するな ど、現在働いている方の職場定着や離職防止 福祉支援を考えるのであればまずは労働環を図る取組が重要であり、引き続きこうした 施策を実施していきます。

> ご意見につきましては、今後の施策を推進 していく上での参考とさせていただきます。

北海道が主体となって、福祉・介護分野の 人材を育成する学校を設置するなど、人材の|暮らし、適切なサービスを受けるためには、 すそ野の拡大を図る強力な対策が必要。また、 場合に、授業料が返還されるなど、経済的負 ・介護分野の無料職業紹介や就職説明会を開 担軽減策も必要。

に配置し、北海道への移住支援と一体的に、 福祉・介護分野の専門的な人材の誘致を強力とした修学資金の貸付や介護職員として再就 に進めることが必要。

若い世代に介護職の魅力を発信すること に引き続き取り組んで行きます。 で、将来的な職業の選択肢となるよう、福祉 教育カリキュラムを充実させることが必要。 また、保護者や教員に対しても福祉や介護に門職や有識者をアドバイザーとして派遣し、 対しての魅力を伝える機会を確保する必要が 高齢者の介助方法や体験学習など、福祉に関 ある。北海道が実施する「次世代の担い手育」する授業を行うことで、児童生徒の福祉・介 成推進事業」の申請・報告事務等を簡素化す|護に対する興味・関心を高めていく取組を行 るなど、積極的な活用につながる取組を進め一つており、今後とも、教育関係機関や福祉の るべき。

介護を必要とする方などが地域で安心して |従事する人材の安定的な確保が必要であり、 一定期間、道内の福祉・介護分野に就職した|道では、多様な人材の参入促進に向け、福祉 催する福祉人材センターを運営し、東京で開 北海道庁の職員を東京、大阪など大都市圏 |催している移住・交流フェアでの P R 活動を 実施しているほか、養成施設等の学生を対象 職する際の準備金の貸付など、経済的な支援

> また、道では、「次世代の担い手育成推進 事業」により、小中学校等に福祉・介護の専 職能団体等と連携しながら、引き続き福祉・ 介護分野の将来を担う人材の育成を図ってい きます。

> > В

「地域福祉を支える人づくり」への提案と が増えていることから、地域に大学があり学を問わず、ボランティアや住民主体の自主活 生が居住している場合には、地域と大学が連一動を推進しているところであり、高齢者や障 携して地域福祉に参加してほしい。

ケースワークまでは必要としていないが、 者・困り事のある方)はたくさんいるので、 若者に協力してもらいたい。

関わり、商業施設やスーパーに高齢者の見守|す。 りを行う「見守り隊」を作ってはいかがだろ うか。自然に話しかけ、手助けするボランテ ィアを養成したい。

民生委員となって社会的な活動をするに当 たり、会社や企業などで新たな許可制度を設しては、勤め先の理解促進や活動のための休暇 ら民生委員の活動をする方が増えている中、 仕事を休みやすい環境があれば、担い手も増などの普及啓発に努めてまいります。 えるものと思う。

道では、全ての人が役割を持ち、活躍でき して、近年、大きな商業施設や大型スーパー る地域共生社会の実現に向けて、年齢や属性 がいのある人など、見守りが必要な方を地域 社会全体で支援するため、各地域で見守り支 手を差し伸べてほしい人々(高齢者・障がい)接体制の充実強化に向けたマニュアル策定を 行っているほか、福祉に関する各種のサポー ター制度を拡大するなどして、地域住民の方 コミュニティワークを学習して地域の人々に 々による社会参加の一層の促進を図っていま

В

民生委員・児童委員が働きながら活動する けているところはあるのだろうか。働きながを取りやすい職場環境の整備が重要であるた め、道では、引き続き、民生委員制度の意義 ※「意見に対する道の考え方」のA~Eの区分は次のとおりです。

Α	意見を受けて案を修正したもの
В	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
С	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
Е	案の内容についての質問等

問い合わせ先

保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係電話011-204-5267